

アメリカ不法死亡法における 非金銭的損害賠償論の展開

——未成年の子供をめぐる判例と立法を素材として——

岡 本 友 子

1 はじめに

アメリカの各法域は、イギリスの1846年制定のいわゆるキャンベル卿法 (Lord Campbell's Act) を継受して不法死亡法 (Wrongful Death Statute) を制定した。同時に、損害賠償の算定基準に関して、キャンベル卿法を最初に解釈した Blake v. Midland Railway 判決により定立された Pecuniary Loss Rule (生命侵害に基づく損害賠償は金銭的損失に限るという法理) をも継受した。そのため、その後の生命侵害に基づく損害賠償の発展は、この Pecuniary Loss Rule に基本的に拘束され、アメリカの伝統的損害賠償論は、死亡を契機とする金銭的不利益を種々のフィクションを駆使し算定してきた。

近時、このような伝統的損害賠償論のフィクション性に疑問を投げかけ、むしろ非金銭的損失を重視する方向への動きがでてきた。そこで、未成年の子供を中心として、アメリカの各法域が、学説や他の法域の影響を受け、それぞれ判例および立法を形成して、非金銭的損失について賠償する過程を概観したい。

2 非金銭的損害賠償論の萌芽

まず、非金銭的損害賠償論の萌芽として、金銭的侵害要件を課す不法死亡法 (pecuniary loss statute) を有するミシガン州の Wycko v. Gnodtke 判決が重要である。この判決では、両親に対する財政的損失の立証が困難な未成年の子供

の場合に21歳に達するまでの子供の所得から生活費を控除して両親が得られる金銭的損失、いわゆる「資金収入マイナス養育費算定公式 (wage benefit—less—costs measure of damages)」に基づいて賠償を算定することの当否が争われた。ミシガン州最高裁判所は、同公式による賠償を子供が親のために働くことを期待された child-labor 時代の遺物であり、もはや今日の社会とは調和せず、正義に反するとして、この方式に従った全ての先例を破棄した。そうして、「人間の生命の金銭的価値」について賠償すると論じ、その際、特に「共同生活 (companionship)」という評価要素を重視した。

この Wycko 判決は、非金銭的損失について賠償すべきであるとする、その後のアメリカ各法域の判例や立法の展開に先鞭をつけた画期的判決であった。

3 非金銭的損害賠償論の展開

次に、アメリカの各法域がその固有の歴史的背景の下で、判例上、損害賠償理論をどのように展開し、また立法化していったか、さらには学説はそれに対してどのような評価を与えたかについて論じていきたい。

(1) 伝統的損害賠償論を保持する法域

Wycko の影響が今なお及んでいない法域として最もよく知られているのは、ニュー・ヨーク州である。同州では、「金銭的損失」要件が不法死亡法上に規定されていることもあり、依然として Pecuniary Loss Rule が厳格に適用されている。したがって、ニュー・ヨーク州では、子供の労務・所得の喪失についてのみ賠償され、同州の裁判官や法律家が不法死亡法の改正を要望しているにもかかわらず、交わり・共同生活の喪失という非金銭的損失の賠償は否定され続けている。

(2) Wycko 判決に先行する法域

既に Wycko 判決以前において、Pecuniary Loss Rule の制約にもかかわらず、若干の法域では、事実上、非金銭的損失についての賠償が認められていた。たとえば、カリフォルニア州等では、「金銭的損失」要件を課さず、「正当な」あるいは「死亡から生じる侵害と釣り合う」損害賠償と定めた不法死亡法

(general loss statute) を有していたため、子供の共同生活・交わり・慰安・保護の喪失という形で非金銭的損失が実質的に判例上および制定法上認められてきた。

さらに、ルイジアナ州等では、これらの項目に加えて、子供を失った親の悲しみ・悲嘆・精神的苦痛も是認されていた。

(3) Wycko 判決の影響下にある法域

これに対して、Wycko 判決をリーディング・ケースとして順次波及していったのは、1960年代には、ミネソタ州 (Fussner v. Andert 判決)、ワシントン州 (Lockhart v. Besel 判決)、ついで70年代には、ネブラスカ州 (Selder v. Armentrout 判決)、ようやく80年代にはいって、テキサス州 (Sanchez v. Schindler 判決)、モンタナ州 (Dawson v. Hill & Hill Truck Lines 判決) 等である。

もともと、波及の態様は一樣ではない。第1に、Pecuniary Loss Rule を廃止することなく、もっぱら金銭的損失の範囲を拡大することにより、ミネソタ州は、交わり・共同生活の喪失ほど非金銭的ではない子供の助言・援助・ガイダンス・相談の喪失を認めたが、親の精神的苦痛については認めなかった。第2に、Pecuniary Loss Rule を維持した上で、金銭的喪失の枠を広げ、ネブラスカ州は、Wycko 判決と同様、未成年の子供の未成年の間の共同生活・交わりの喪失を認めたが、親の精神的苦痛については認めなかった。さらに、第3に、テキサス州及びモンタナ州は、Pecuniary Loss Rule を明確に廃止し、子供の共同生活・交わりの喪失に加えて、非金銭的要素がより濃厚な感情的喪失である親の悲嘆・悲しみ・精神的苦痛を認めた。ワシントン州は、判決では共同生活・交わりの喪失を認めたにとどまったが、判決後直ちに、不法死亡法を改正して、愛情・共同生活の喪失の他に、「親子関係の侵害または破壊」という新たな損害項目を規定して、この項目が親の精神的苦痛を認めたものと解釈された。なお、この項目は、ヴァermont州・オクラホマ州の制定法に受け継がれた。

以上のように、アメリカの多くの法域において、非金銭的な損失を積極的に

賠償しようとする努力が1世紀半にわたって営々と判例・立法上積み重ねられてきたのである。

(4) 学説

他方、学説の状況を概観しても、Wycko 判決を嚆矢とする一連の判決やそれに対応した立法の動向に同調し、このような非金銭的損害賠償の新たな展開を肯定的に受けとめており、これに反対する動きは皆無であった。たとえば、Strong & Jacobsen 氏は、Pecuniary Loss Rule は陪審から遺族の真の損失を算定する具体的な証拠を奪っており、もはや今日では正当化されないとして、その廃止を強く主張している。このような Strong & Jacobsen 氏の主張は、Finkelstein, Pickel & Glasser 氏による実証的な統計学的研究によって裏打ちされている。さらに、Decof 氏、Speiser 氏および Smedley 氏は、統一不法死亡法の草案を公にし、アメリカの全ての法域を1つの不法死亡法によって規律することを呼びかけ、統一委員会も模範存続訴権死亡法 (UNIFORM LAW COMMISSIONERS' MODEL SURVIVAL AND DEATH ACT) を起草している。

この四案は、細部には多少の相違もあるが、いずれにせよ金銭的損失に加えて交わり・共同生活の喪失、悲嘆・悲しみ・精神的苦痛等の非金銭的損失をも損害項目としていることが注目される。

4 おわりに

今日、アメリカの各法域において、不法行為による死亡に基づいていかなる損害項目が判例・立法上認められているかという点を整理してみれば、以下の通りである。第1に、通常親子関係から生じる愛情・交わり・共同生活・慰安・保護の喪失について賠償を認める法域は、全53法域中42法域に及んでいる。このうち、不法死亡法が明記する法域は26法域であり、判例上認められる法域はカリフォルニア州、ミネソタ州等の16法域である。もっとも、カリフォルニア州、ミネソタ州等の19法域では、この項目を金銭的喪失として認めているにすぎない。第2に、両親が被った悲しみ・悲嘆・精神的苦痛や親子関係の破壊について賠償する法域は、全53法域中19法域である。このうち、

不法死亡法が明記する法域はワシントン州等の15法域であり、判例上認められる法域はモンタナ州、テキサス州等の4法域である。

このように、アメリカの全法域における判例・立法の現状を眺めてみると、愛情・交わり・共同生活・慰安・保護等の喪失に関しては、約8割の法域が賠償を認めており、この中の半数程度の法域では、金銭的喪失の枠組の中にこれらの損害項目を取り込んでいる、換言すれば金銭的損失に擬制することによって認めている。このような法域では、その約6割が制定法上 Pecuniary Loss Rule を規定しているという事情に基づく。しかし、悲しみ・悲嘆・精神的苦痛や親子関係の破壊について賠償している法域は、今なお約3割に止まっている。

今後、アメリカの各法域ごとに非金銭的損失の立法化及び損害項目の拡大が徐々に進行していくことが予想される。こうしたアメリカ法の動向は、わが国における未成年の子供の逸失利益の賠償に対する有力な批判と相類似しており、今後わが国において、生命侵害に基づく損害賠償論を考察するに当たって大いに参考にされるべきであろう。

〔付記〕 詳細については、拙稿「未成年者死亡の際の非金銭的損失の賠償論—アメリカ法における理論動向—」民商法雑誌近刊予定をご参照下さい。